

神奈川県家庭的養護推進計画

平成 27 年 3 月

神奈川県

目次

1 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画期間	
(3) 計画対象地域	
(4) 計画策定の根拠	
(5) 政令指定都市等との連携	
(6) 用語の説明及び定義	
2 本県の子どもを取り巻く状況	5
(1) 人口等	
(2) 県所管域の社会的養護の状況	
3 今後の社会的養護のあり方	10
(1) 基本方向と目標	
(2) 里親・ファミリーホーム、グループホーム、本体施設に求められる役割	
4 社会的養護の需要量と供給量	12
(1) 現況	
(2) 今後の社会的養護の需要量	
(3) 今後の社会的養護の供給量	
5 家庭的養護推進のための具体的取組み	19
(1) 里親開拓と委託の推進	
(2) 施設の小規模化及び地域分散化	
(3) 専門的ケアの充実	
(4) 子どもの自立支援の充実	
(5) 家族支援及び地域支援の充実	
(6) 子どもの権利擁護	
6 前期・中期・後期（5年ごと）の重点的な取組み	25
(1) 里親・ファミリーホーム	
(2) 施設（本体施設、グループホーム）	
7 計画の点検・評価及び公表の方法	27
(1) 計画の実施状況の点検・評価及び見直し	
(2) 計画の点検結果についての公表	

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育する社会的養護において、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」を推進するため、計画期間(15年間)を通じて取り組むべき施設の小規模化・地域分散化や家庭養護(里親家庭、ファミリーホームに迎え入れて行う養育)の支援を進める具体的な方策を定めるものです。

(2) 計画期間

平成27年度から平成41年度までの15年間とし、計画期間を通じた目標と計画期間を5年ごとの3期に区分した各期(5年)の取組みを定めます。

(3) 計画対象地域

政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)及び児童相談所設置市(横須賀市)(以下、「政令指定都市等」という。)を除く県所管域とします。

(4) 計画策定の根拠

平成23年7月に国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護は、子どもの最善の利益のためにできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることから、家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設等の本体施設は、専門性の高いケアや心理的ケアを要する子どもへの対応、退所後のアフターケア、里親支援など、高機能化するという方向性を示しています。

さらに、社会的養護の割合について、今後、十数年をかけて、里親及びファミリーホーム、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていくとしています。

これを受けて、平成24年11月に国は、都道府県及び政令指定都市等に対し、施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するため、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請するとともに、「都道府県推進計画」を策定し、地域の実情に則して計画的に取組みを推進するよう通知しました。

この通知に基づき、「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定します。

<都道府県推進計画と県子ども・子育て支援事業支援計画との関係>

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされており、同計画には、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされています。「神奈川県家庭的養護推進計画」の策定に当たっては、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」との整合性に留意するとともに、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の中に本計画の内容を反映することとします。

(5) 政令指定都市等との連携

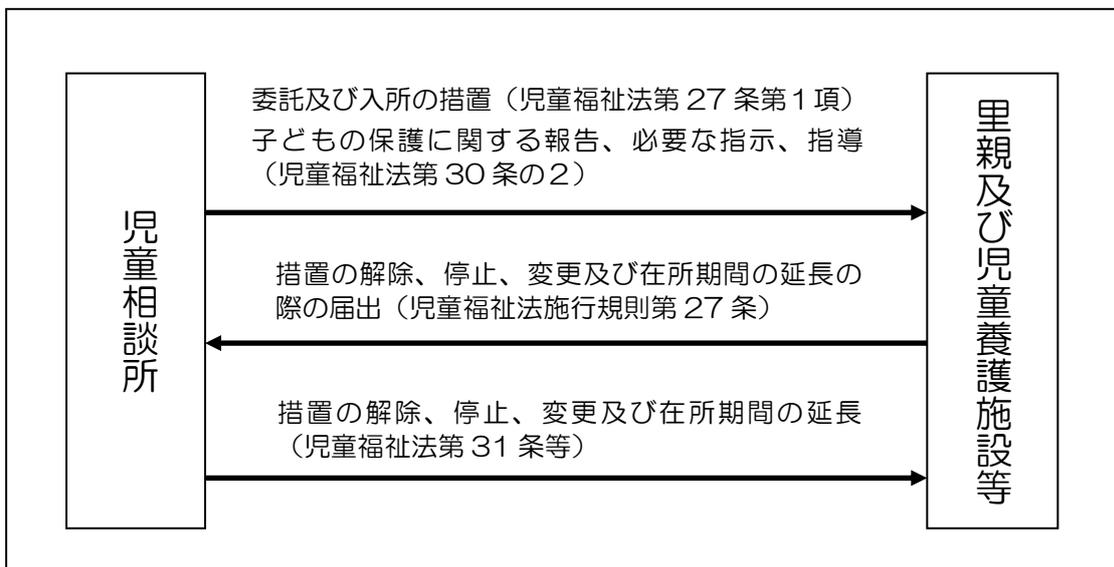
本県と政令指定都市等は、県内で自治体の区域を越えて施設入所を行っていることなどから、県と政令指定都市等が連携して計画の実現を目指します。

<統計データ>

本計画は政令指定都市等を除く県所管域を対象としているため、注釈がない限り、各種統計データは県所管域のものです。

【参考】 社会的養護に係る法制度の仕組み

- 児童福祉法第27条第1項に基づき、都道府県知事は、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、里親もしくはファミリーホームへ委託、または乳児院、児童養護施設などへ入所させる措置を行います（0歳から18歳未満、必要があれば20歳未満まで措置期間は延長可）。
- 児童福祉法第32条第1項により、都道府県知事は、その権限を児童相談所長に委任することができることとされており、本県では、この規定に基づき、県知事が、その権限の全部を児童相談所長に委任しています。
- 社会的養護を担う里親及び児童養護施設等に対する委託・措置は、児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、里親及び児童養護施設等と十分に連携を図り、委託・措置中も子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行います。
- なお、社会的養護である里親委託や施設入所の措置とは別に、児童相談所長が必要であると認める時は、児童福祉法第33条により、児童を一時保護できると規定されています。（一時保護は社会的養護には含まれません）



(6) 用語の説明及び定義

本計画における用語の説明及び定義は、次の表のとおりです。

「社会的養護」とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

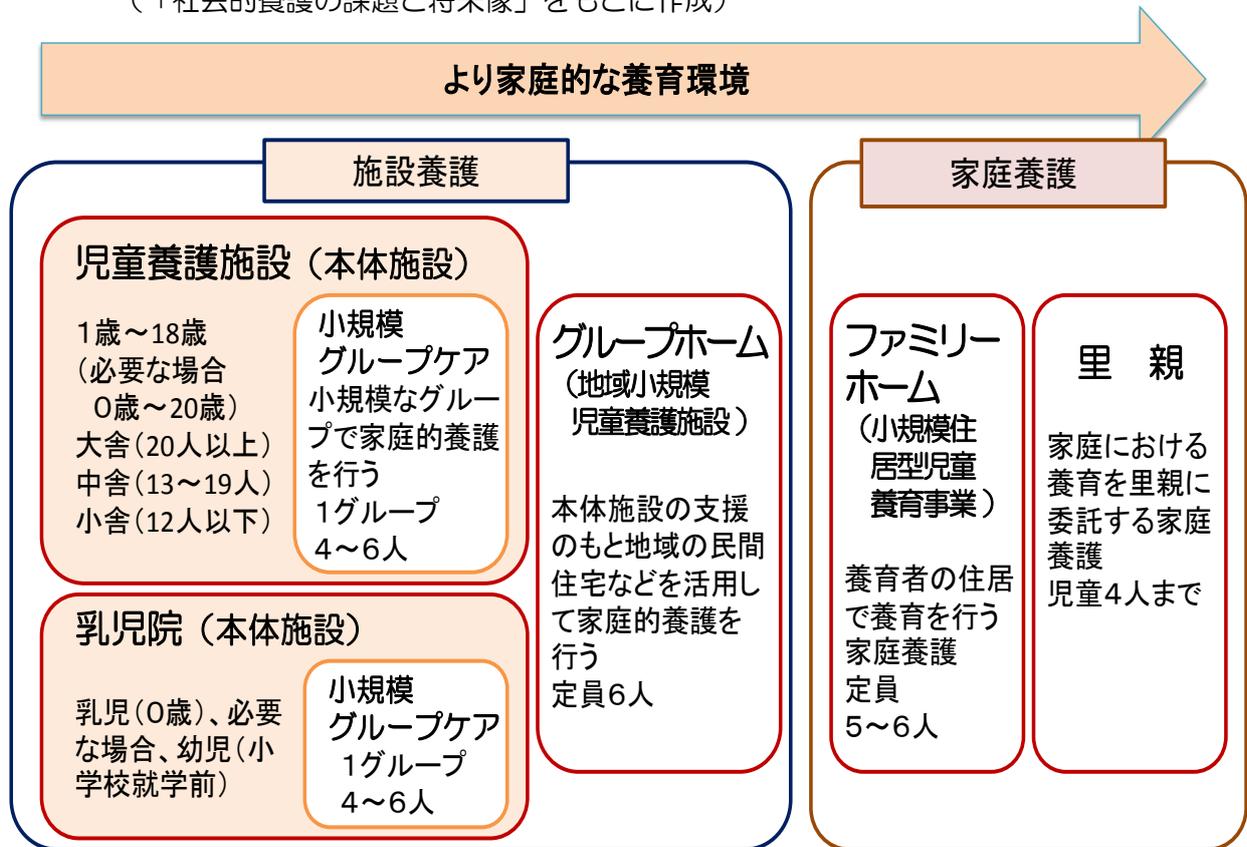
社会的養護の担い手としては、里親及びファミリーホーム、グループホーム、乳児院、児童養護施設等があります。

なお、本文中の「本体施設」とは、乳児院と、グループホームを除いた児童養護施設を指しています。

<p>里親(養育里親) (児童福祉法第6条の4)</p>	<p>保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を養育することを希望し、かつ、厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録された者。</p>
<p>ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業) (児童福祉法第6条の3)</p>	<p>平成21年度に創設された制度。1ホームの児童定員は5～6人で、養育者の住居(ファミリーホーム)で行う里親型のグループホームの形態である。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定しているため、児童にとって、さらに家庭的な環境である。</p>
<p>グループホーム(地域小規模児童養護施設) (児童福祉法第41条)</p>	<p>平成12年度に創設された制度。児童養護施設の一つの形態であるが、1ホームの児童定員は6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、家庭的な形態である。</p>
<p>乳児院 (児童福祉法第37条)</p>	<p>保護者のない乳児、虐待されている児童その他環境上養護を要する乳児(概ね2歳までの幼児を含む)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。</p>
<p>児童養護施設 (児童福祉法第41条)</p>	<p>保護者のない児童(乳児を除く)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養護を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ。あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。</p>
<p>情緒障害児短期治療施設 (児童福祉法43条の2)</p>	<p>心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている児童を入所させて、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。また併せて、その子どもの家族への支援を行う。比較的短期間で治療し、家庭復帰や里親・児童養護施設での養育につなぐ役割を持つ。</p>
<p>障害児入所施設 (児童福祉法第42条)</p>	<p>障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えるなどの援助を行う。なお、21ページの「知的障害児入所施設」は福祉型障害児入所施設の一つ。</p>
<p>自立援助ホーム(児童自立生活援助事業) (児童福祉法第6条の3)</p>	<p>義務教育を修了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所した者のほか、その他の都道府県知事が必要と認めた者に対し、これらの者が共同生活を営む住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行い、あわせて同事業の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う。</p>

【参考】 社会的養護の形態

（「社会的養護の課題と将来像」をもとに作成）



目標像 国では、十数年をかけて、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームを3分の1ずつとすることを目標としています



[児童養護施設の小規模グループケアの例]

小規模グループケアは、1グループの子どもの定員が6名から8名で、これを生活単位（ユニット）とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置きます。

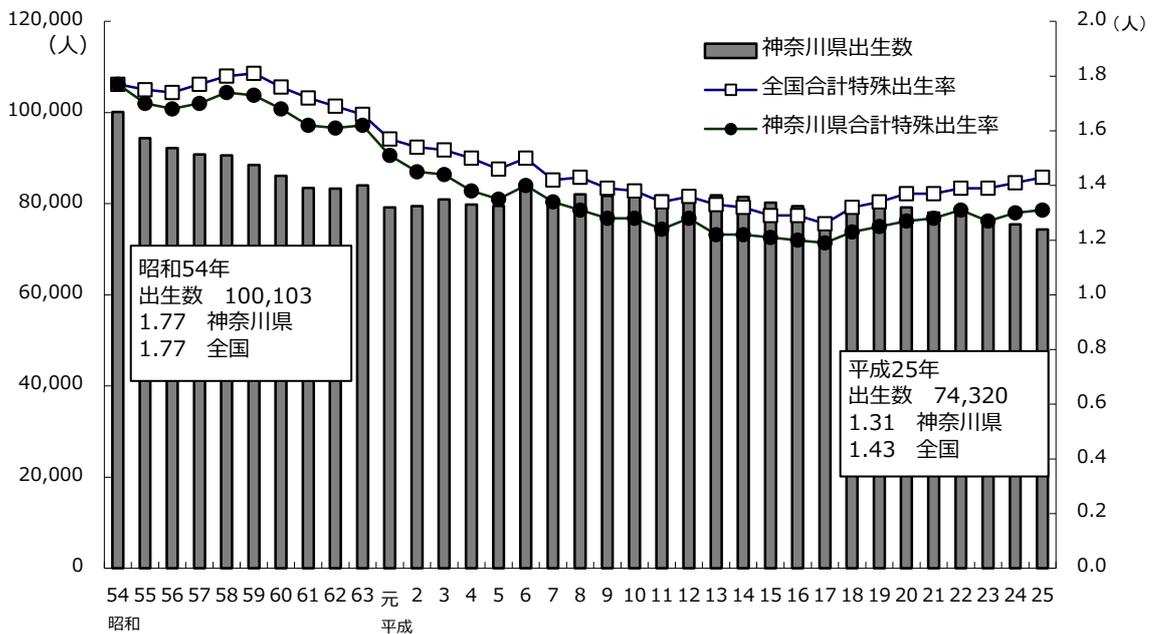
児童居室(2人部屋)	児童居室(個室)	児童居室(個室)
児童居室(個室)	リビング兼食堂	
児童居室(個室)		
洗濯機	キッチン	
洗面所	トイレ	職員宿直室
風呂		

2 本県の子どもを取り巻く状況

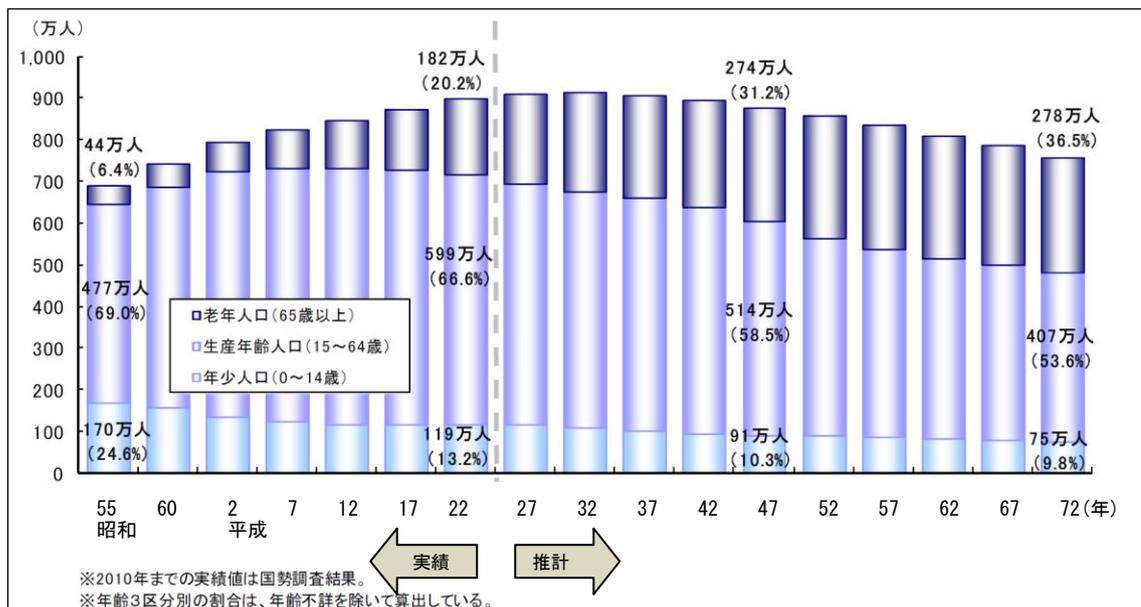
(1) 人口等

ア 少子化の進行

合計特殊出生率は、2005(平成17)年に1.19と最低値を記録し、その後は全国と同様にわずかに上昇傾向にあります。人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準(標準的には2.1前後)を大幅に下回っています。また、人口に占める年少人口の割合も低下し、県の人口推計では、今後も年少人口が減少することが予測されています。



(厚生労働省「人口動態統計」をもとに神奈川県次世代育成課作成)



※2010年までの実績値は国勢調査結果。
 ※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出している。

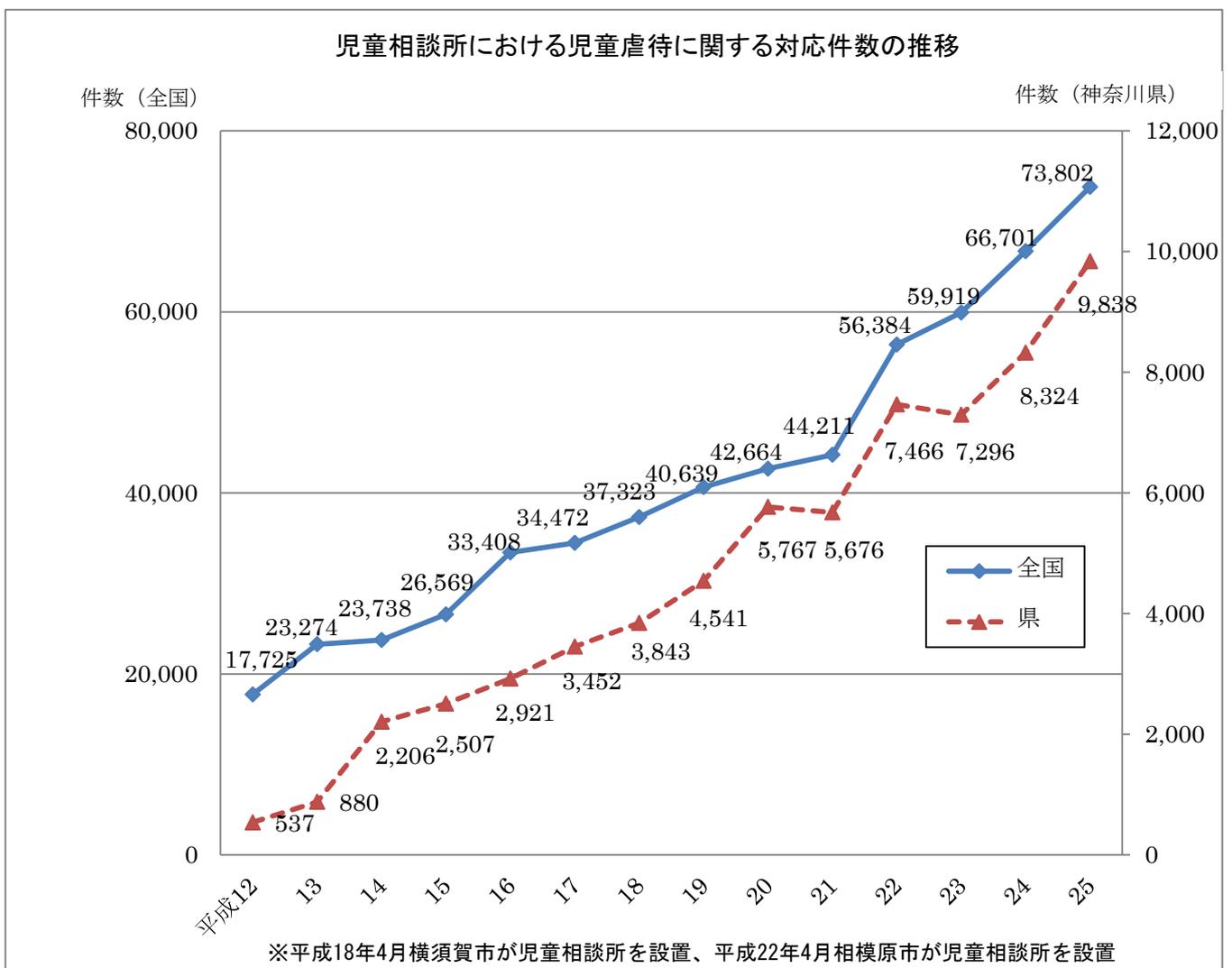
(神奈川県政策局作成)

イ 課題を抱える子どもたち

家庭や学校、地域の影響や人間関係の希薄化など、成長段階における子どもたちをとりまく環境の変化もあり、様々な悩みやストレスを抱える子どもたちが増えています。不登校やいじめ、暴力行為や薬物乱用などの問題も、依然として深刻な状況にあります。

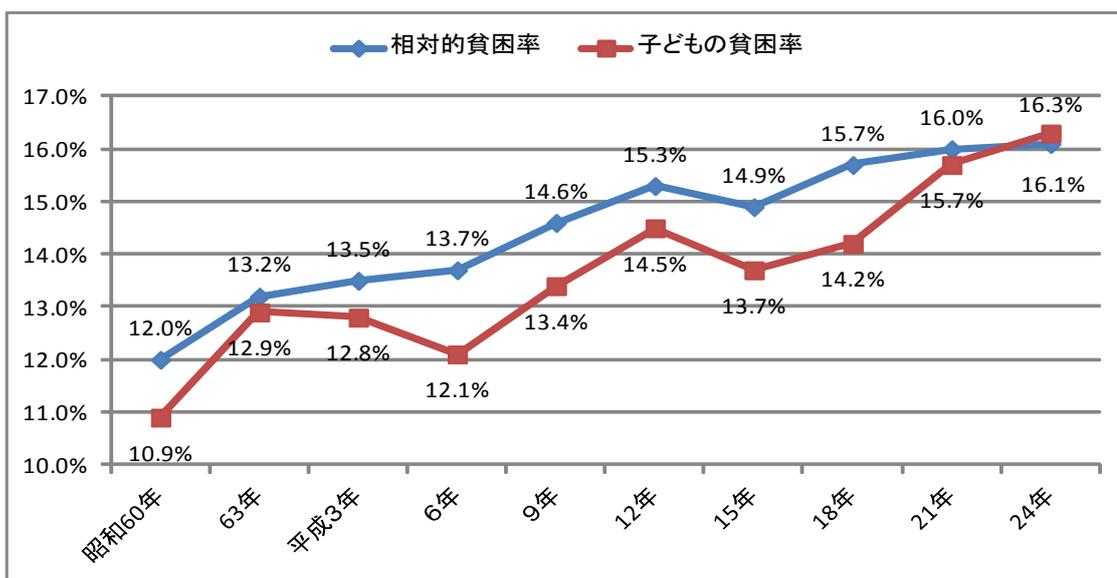
都市化や核家族化の進展、子育て家庭をめぐる環境の厳しさ、児童虐待に対する社会的認知の高まりなどから、県内の児童相談所での相談対応件数は増加しています。虐待を受けた子どもたちの中には、情緒障害などを伴う例も少なくありません。

また、国が公表した2012(平成24)年の我が国の相対的貧困率は16.1%、子どもの相対的貧困率は16.3%になっています。こうした中で、親の世代の所得や雇用の格差が、子どもの教育や生活習慣、意欲などに影響し、親から子に引き継がれる「格差の連鎖」も懸念されています。



(子ども家庭課作成)

相対的貧困率と子どもの貧困率の推移



※ 国民生活基礎調査における相対的貧困率: 一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)しか得ていない者の割合

※ 貧困線: 等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額

※ 子どもの貧困率: 子ども(17歳以下)全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

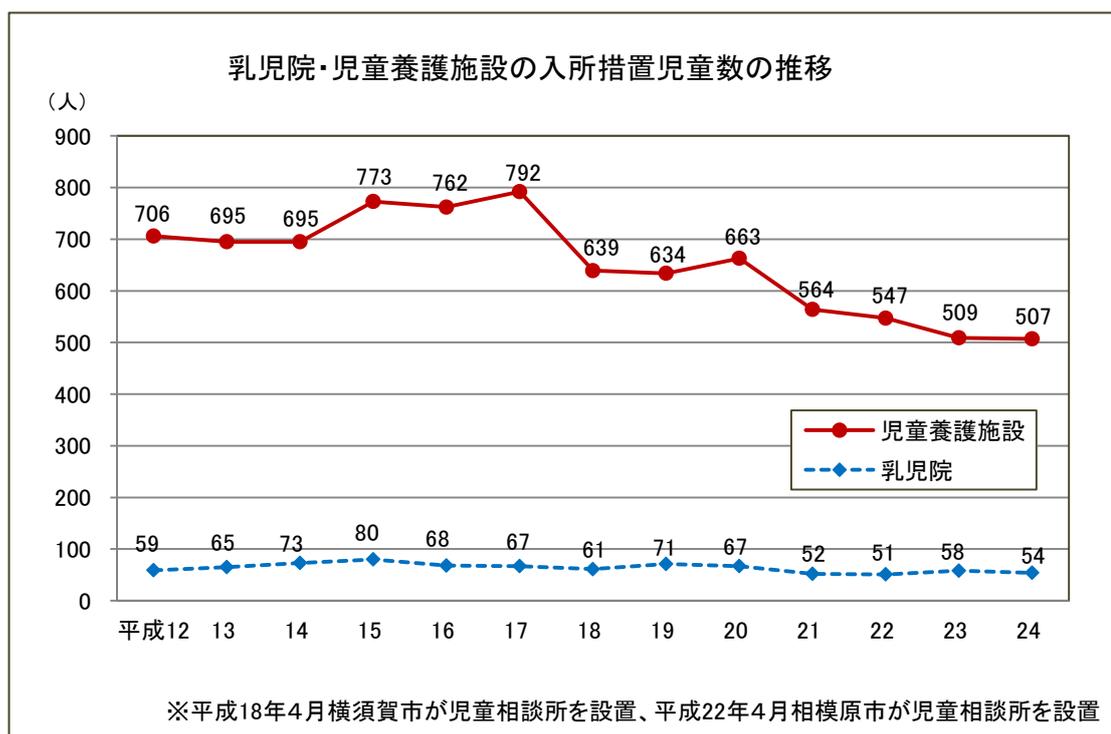
※ 相対的貧困率: 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

(厚生労働省「平成25年度国民生活基礎調査」をもとに神奈川県次世代育成課作成)

(2) 県所管域の社会的養護の状況

ア 乳児院、児童養護施設の入所措置児童数の推移

年による変動はありますが、乳児院、児童養護施設とも県所管域の措置児童数は減少傾向にあります。



(子ども家庭課作成)

イ 小規模グループケアの導入状況

平成25年度神奈川県児童福祉施設協議会実態調査の結果によると、小舎、小規模ユニットに居住している児童は、児童養護施設で68%になります。

一方で、これから改修を行う方向の中・大舎制の乳児院が1施設、児童養護施設が3施設あります。また、グループホーム(地域小規模児童養護施設)は4施設開設しています。

ウ 家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推移

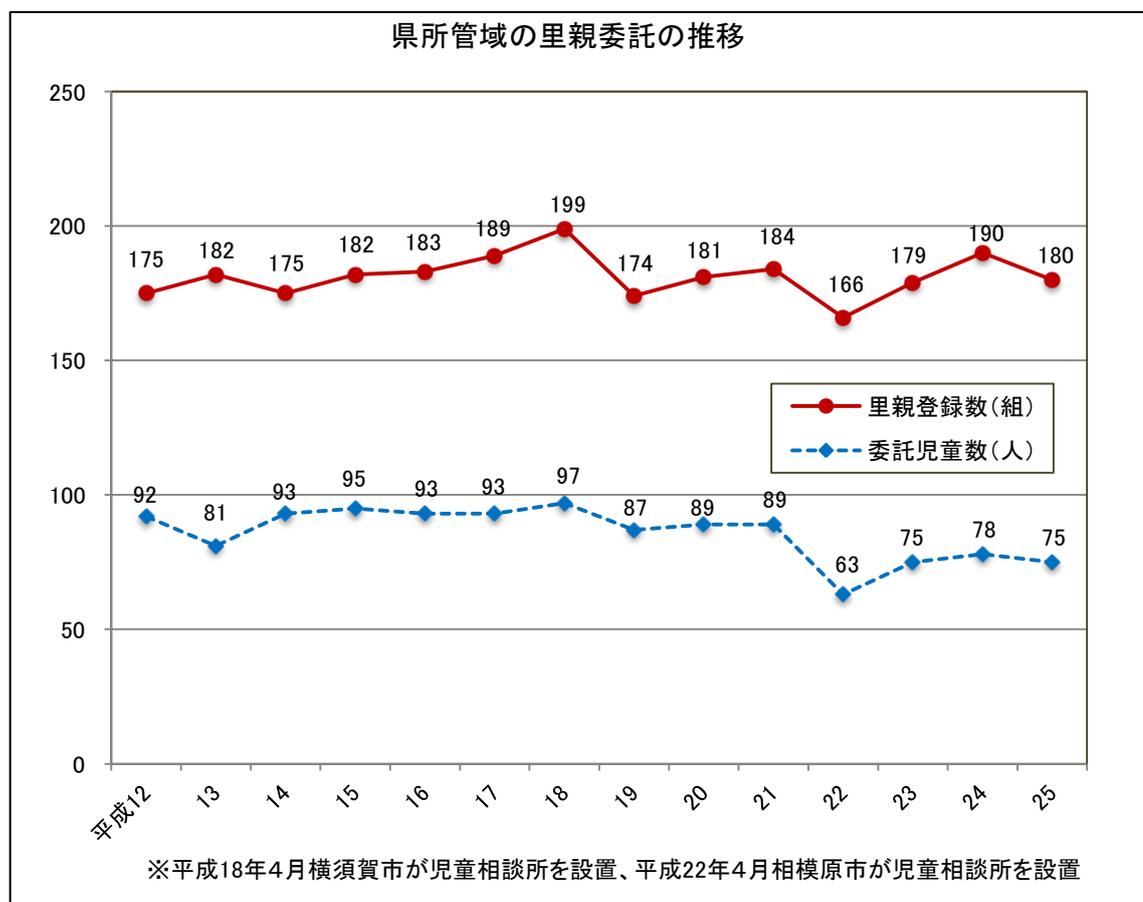
(ア) 里親の登録状況

毎年、養育里親(県が行う研修を修了し、その他の要件を満たした上で登録された方)として約15組が新たに県に登録されています。

一方で、加齢や体調不良、転居等を理由に登録を辞退する里親もいるため、養育里親登録は、概ね180組前後で推移しています。

(イ) 里親委託児童数の推移

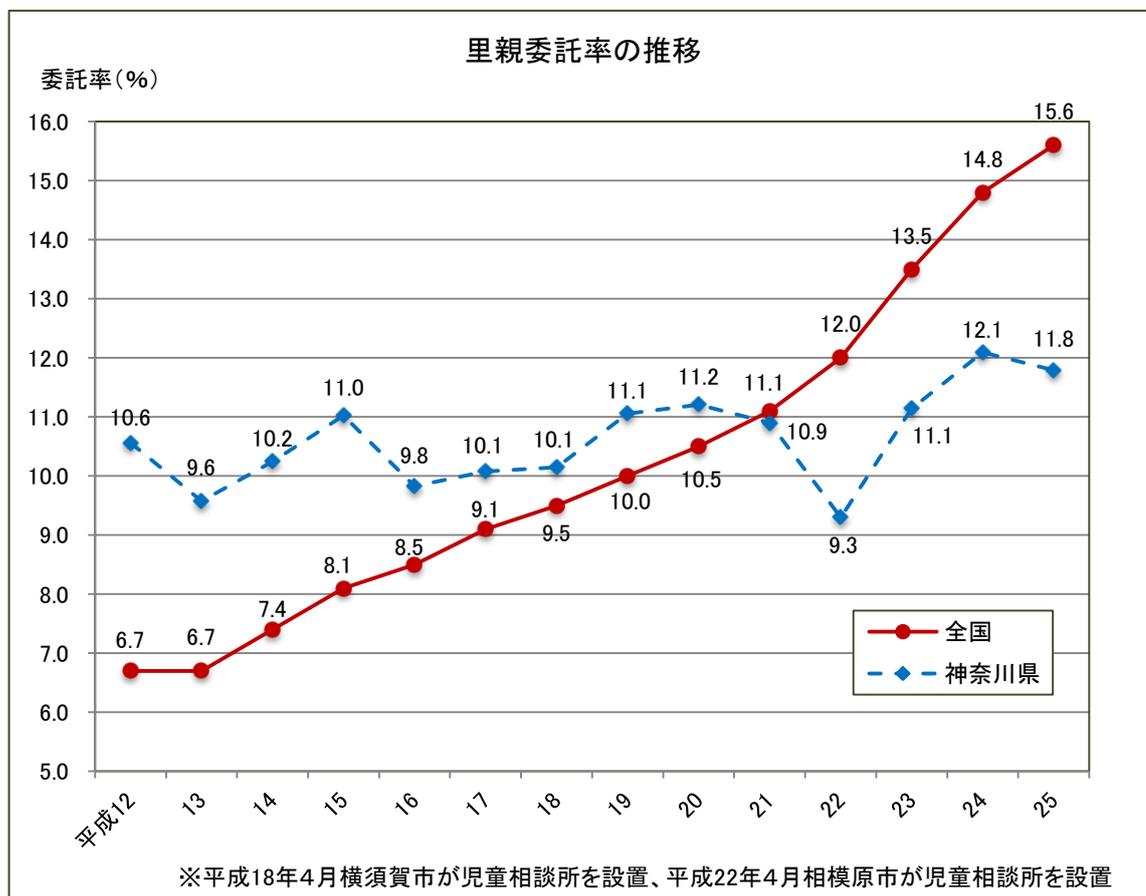
里親委託児童数については、概ね60～90名程度で推移しています。なお、養子縁組が成立すると、委託児童数からは外れますが、これを加えた、里親家庭及び一般家庭で生活している子どもの数は110～140名程度(里親委託60名～90名+養子縁組約50名)となっています。



(子ども家庭課作成)

(ウ)社会的養護に占める家庭養護の割合

「里親等委託率」とは、里親及びファミリーホーム委託児童数÷(乳児院、児童養護施設入所児童数+里親及びファミリーホーム委託児童数)として算出します。平成21年度以降、神奈川県は全国平均を下回っています。



(子ども家庭課作成)

3 今後の社会的養護のあり方

(1) 基本方向と目標

ア 基本方向

平成23年7月に国の委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、「社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある」としています。そして、今後、十数年をかけて「概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム」「概ね3分の1が、グループホーム」「概ね3分の1が、本体施設(全て小規模グループケア)」という姿に変えていくとしています。

現在、本県では、社会的養護を必要とする子どもの約9割が施設で生活していますが、社会的養護の対象となる子どもも、心身の健やかな成長のためには、できる限り家庭環境に近い安定した人間関係の中で育てられることが重要です。このため、本県でも、引き続き本体施設の小規模化やグループホームの設置を促進するとともに、里親・ファミリーホームへの委託を推進します。

施設に入所している子どもの多くは、虐待の影響や心身の障害により、日常的に専門的なケアが必要と考えられます。そこで、本体施設については、小規模化、地域分散化を進めるとともに、本体施設の機能の充実や子どもに関わる人材の育成を図り、それぞれの子どもの状況にあった場所で生活できるよう家庭的養護を推進します。また、地域性や各施設の強みを生かした子どもへのケアが可能となるように支援を行います。

イ 目標

3歳から19歳の児童については、国と同様に、計画の最終年度までに、里親・ファミリーホームで概ね3分の1、グループホームで概ね3分の1、本体施設(児童養護施設)で概ね3分の1という姿に変えていくことを目標とします。

0歳から2歳の乳幼児については、地域分散化のメリットが大きくないこと、また、13ページに記載しているとおり、何らかの疾患があるなど設備や体制の整った施設で専門的ケアを行う必要がある子どもの割合が高いことから、0～2歳に対してグループホームは設置せず、里親・ファミリーホームで概ね3分の1、小規模化した本体施設(乳児院)で概ね3分の2という姿を目標とします。

(2) 里親・ファミリーホーム、グループホーム、本体施設に求められる役割

ア 里親・ファミリーホーム

里親は、里親家庭での生活を通じたきめ細やかな支援が可能となることから、社会的養護が必要な子どもについては、まず、家庭養護である里親委託を検討します。

家庭養護の一形態であるファミリーホームは、現状では県所管域には開設されていませんが、子ども同士の相互作用を活かしつつ複数の子どものいる環境のほうがより適合しやすい子どもに適しており、個人の里親には不安感を持つ保護者にも受け入れられやすいことから、開設を促進します。

イ グループホーム

グループホームは、小グループでの専門的な支援と家庭的な環境の中での生活を体験できる養護形態であり、本体施設と里親・ファミリーホームの中間的な機能が期待されることから、一定の専門的ケアが必要な子どもを養育する施設として、引き続き設置を促進します。

ウ 本体施設(乳児院、児童養護施設)

本体施設は、児童養育に係る組織的かつ専門的な技術を有することから、主に高度な支援の必要な子どもへの支援が期待されます。また、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、子どもの自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせた専門的な支援機能を強化します。

4 社会的養護の需要量と供給量

(1) 現況

現在、県が、児童福祉法に基づき施設へ入所措置または里親へ委託を行っている児童数は、合計で688人で、その割合は、本体施設(乳児院及び児童養護施設)が86.2%、グループホームが2.9%、里親委託が10.9%となっています。

本県が児童養護施設等へ措置・委託している児童数

乳児院 (本体施設)	児童養護施設 (本体施設)	児童養護施設 (グループホーム)	里親	合計
59人 (8.6%)	534人 (77.6%)	20人 (2.9%)	75人 (10.9%)	688人 (100.0%)
593人 (86.2%)				

(平成26年3月初日在籍)

現在、県が所管している施設及び里親は、乳児院が3施設、児童養護施設が15施設、里親登録者数は180組(平成26年3月末)で、ファミリーホームは開設されていません。

本県の特長として、政令指定都市等と所管区域を越えて施設入所を行っていることが挙げられます。政令指定都市等の施設整備が十分ではない状況から、本県所管施設に入所している児童の約36%は政令指定都市等の措置児童となっています。

このような事情もあり、次の表のとおり、県が所管する施設、里親の児童数は、本体施設(乳児院及び児童養護施設)が90.0%、グループホームが2.1%、里親が7.9%となっています。

本県が所管する児童養護施設等に措置・委託されている児童数

(政令指定都市等が本県所管施設等に措置・委託している児童を含む)

乳児院 (本体施設)	児童養護施設 (本体施設)	児童養護施設 (グループホーム)	里親	合計
(3施設) 70人 (6.8%)	(15施設) 862人 (83.2%)	(4施設) 22人 (2.1%)	(里親登録者180組) 82人 (7.9%)	1,036人 (100.0%)
932人 (90.0%)				

(出典: 社会的養護現況調査 平成26年3月)

また、次の表のとおり、本県の児童養護施設等では、障害や虐待を受けた経験のため、施設を中心とした専門的ケアを必要とする子どもが圧倒的に多い状況にあります。

本県が所管する児童養護施設等に措置・委託されている児童の障害等の状況

(政令指定都市等が本県所管施設等に措置・委託している児童を含む)

	乳児院	児童養護施設 (本体施設・ グループホーム)	里親	合計
入所、委託児童数	70人	885人	82人	1,037人
障害(身体・知的・ 精神)あり	12人 (17.1%)	163人 (18.4%)	11人 (13.4%)	186人 (17.9%)
発達障害あり	2人 (2.9%)	115人 (13.0%)	4人 (4.9%)	121人 (11.7%)
何らかの疾患 あり	27人 (38.6%)	217人 (24.5%)	3人 (3.7%)	247人 (23.8%)
虐待を受けた 経験あり	56人 (80.0%)	714人 (80.7%)	42人 (51.2%)	812人 (78.3%)

(出典：社会的養護現況調査 平成26年3月)

(2) 今後の社会的養護の需要量

ア 国の考え方

「社会的養護の課題と将来像」では、「社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる」とし、その後の見通しについては、「被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい」としています。また、「その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる」としています。

イ 本県の考え方と算出方法

上記のとおり、今後の社会的養護の需要量を明確に推計することは困難です。

そこで、本計画では、発生の増加要因と抑制要因が同程度だと仮定し、現状で社会的養護を必要としている児童数の割合をもとに、社会的養護の需要量を推計することとします。

具体的には、直近の3年間において、社会的養護の必要量が最大となった時点の児童数を算出し、これが県所管の児童人口に占める割合を、県所管の児童人口の将来推計値に乗じて、今後必要となる社会的養護の需要量を推計します。

直近の3年間において、社会的養護を必要とした児童数が最大となったのは、0～2歳は90人、3～19歳は677人でした。これが県所管の児童人口(平成26年1月1日現在)に占める割合は0～2歳が0.1330%、3～19歳が0.1586%となっています。この値を、平成32年、37年、42年の県所管の児童人口の推計値(0～2歳、3～19歳)に乗じて需要量を推計します。

なお、本県では高校卒業後に進学する子どもの生活が不安定で、継続的な養育を必要とする場合に措置期間の延長を推進することから、児童数には19歳まで含めます。

需要量の推計値

(人)

		2014年 (H26年)	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
0～2歳	児童人口(県所管域)	67,686	49,563	46,685	45,447
	需要量	※90	66	63	61
3～19歳	児童人口(県所管域)	426,788	359,826	318,104	287,856
	需要量	※677	571	505	457
計	児童人口(県所管域)	494,474	409,389	364,789	333,303
	需要量	※767	637	568	518

(人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」より)

※は直近の3年間における社会的養護を必要とした児童数の最大値

(3) 今後の社会的養護の供給量

ア 算出の考え方

(ア) 本県の社会的養護の需要への対応

県所管域の社会的養護の需要量に対して、計画の最終年度までに、概ね3分の1を里親・ファミリーホームで養育するよう供給量を定めます。

残る3分の2について、3歳から19歳の児童については、グループホームで概ね3分の1、本体施設(児童養護施設)で概ね3分の1を養育するよう供給量を定めます。

0歳から2歳の乳幼児については、10ページに記載したとおり、グループホームは設置せず、概ね3分の2を本体施設(乳児院)で養育するよう供給量を定めます。

施設については、現在、県が所管する本体施設は、乳児院が3施設、児童養護施設が15施設です。このうち、県立中里学園の児童養護施設は、平成29年に予定している情緒障害児短期治療施設の開設に合わせて廃止するため、児童養護施設は14施設となる見込みです。

各施設は、病虚弱児や重篤な被虐待児への対応、家族再統合など子どものニーズに合わせた入所措置が可能で、今後も社会的養護の地域の拠点としての役割が期待されることから、引き続き維持することとします。

児童養護施設については、今後、さらに小規模化を進めることとし、標準的な形態を1ユニットあたり児童6人、各施設6ユニットで、1施設あたり36人の定員を基本とします。県所管域全体では、14施設84ユニットで、定員は概ね500人となります。

(イ) その他の需要への対応

今後、子ども・子育て支援新制度による子育て支援施策の充実により、里親のレスパイトや子育て短期支援事業(ショートステイやトワイライトステイ)の需要が高まると想定されるため、それらの利用見込み等を各施設で確保します。

また、児童養護施設では、政令指定都市等及び東京都から、社会的養護の供給量の不足分について、本県所管施設での措置を要請されているため、これを本体施設の供給量に加えることとします。

イ 0～2歳に対する供給量

(ア)本県の社会的養護の需要(0～2歳)に対する供給量

計画最終年度において、本県の0～2歳の社会的養護の需要量61人に対して、3分の1を超える21人を里親・ファミリーホームで養育するよう供給量を定めます。

本県の社会的養護の需要(0～2歳)に対する供給量

(人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
里親・ファミリーホーム	12	16	21
本体施設(乳児院)	54	47	40
計	66	63	61

(イ)その他の需要に対する供給量

本県では、乳児の一時保護(一時保護は社会的養護には含まれません)の役割は乳児院が担っており、直近の3年間で乳児院が同時に一時保護した児童数が最大となったのは11人でした。このため、一時保護のために各施設で4人ずつ、合計で12人の供給量を確保することとします。(a)

子育て短期支援事業(ショートステイやトワイライトステイ)については、現状での取組みはありませんが、今後、子育て支援施策の充実に伴い乳児院にも役割が期待されるため、各施設で2人ずつ、合計で6人の供給量を確保することとします。(b)

これらにより、県所管域の社会的養護の需要に対する供給量とは別に、その他の需要に対する供給量として、18人の供給量を本体施設(乳児院)に確保することとします。(a+b)

その他の需要(0～2歳)に対する供給量

(人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
本体施設(乳児院)	18	18	18

ウ 3～19歳に対する供給量

(ア)本県の社会的養護の需要(3～19歳)に対する供給量

計画最終年度において、本県の3～19歳の社会的養護の需要量457人に対して、3分の1を超える153人を里親・ファミリーホームで、3分の1の152人をグループホームで、同じく152人を本体施設(児童養護施設)で養育するよう供給量を定めます。

本県の社会的養護の需要(3～19歳)に対する供給量

(人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
里親・ファミリーホーム	103	128	153
グループホーム	60	102	152
本体施設(児童養護施設)	408	275	152
計	571	505	457

(イ) その他の需要に対する供給量

児童養護施設やグループホームでは、特に小規模化した場合、ユニットごとに性別や年齢を考慮して入所を調整する必要があるため、入所率を100%にすることはできません。また、発達障害や知的障害のある子どもを1ユニットで複数受け入れた場合は、やむを得ず定員以下での運営が必要となる場合もあります。このため、それらの調整のための枠を県所管域の全ユニットの半数にあたる42人分確保することとします。(a)

また、児童虐待相談件数の増加に伴い、今後、児童養護施設でも一時保護への対応が求められることが見込まれるため、一時保護のために各施設で3人ずつ、合計で42人の供給量を確保することとします。(b)

子育て短期支援事業(ショートステイやトワイライトステイ)については、現状では2施設のみ実施していますが、今後、子育て支援施策の充実に伴い児童養護施設にも役割が期待されるため、各施設で2人ずつ、合計で28人の供給量を確保することとします。(c)

政令指定都市等市及び東京都から、社会的養護の供給量の不足分について、計画の最終年度で236人分の本県所管施設の定員枠の確保を要請されているため、これを本体施設の供給量に加えることとします。(d)

これらにより、社会的養護の需要に対する供給量とは別に、その他の需要に対する供給量として、計画の最終年度で348人の供給量を本体施設に確保することとします。(a+b+c+d)

その他の需要(3～19歳)に対する供給量

(人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
本体施設(児童養護施設)	431	390	348

【参考】里親制度について

〔里親制度とは〕

親に代わって子どもを育てる家庭のことを、児童福祉法で「里親」と呼びます。里親制度とは親の病気や離婚、虐待などさまざまな事情により家庭で生活できなくなった子どものために里親の家庭を提供し、あたたかい愛情と理解をもって育てていただき、子どもの福祉を保障しようとする制度です。養子縁組を希望する方も里親家庭となっていていただくことができます。

〔根拠法令〕

- 児童福祉法第6条の4、第11条第1項第2号、第27条第1項第3号、児童福祉法第34条の20
- 児童福祉法施行令第29条、第30条
- 児童福祉法施行規則第32条、第36条の40、第36条の41、第36条の42、第36条の43、第36条の44、第36条の47
- 省令「里親が行う養育に関する最低基準」
- 雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援機関事業の実施について」
- 児童福祉法施行細則

〔里親の種別と要件等について〕

○養育里親

子どもの性別や年齢にこだわらず、子どもの福祉を優先する立場で育てていただく家庭のことを言います。

○専門里親

2年以内の期間を定めて、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや、非行等の問題を有する子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する家庭のことをいいます。

○親族里親

両親その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等の状態になったことにより、その子どもの扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する家庭のことをいいます。

○養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望される家庭のことをいいます。

〔里親認定要件の欠格事由〕

- 成年被後見人又は被保佐人（里親本人のみ）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行ったものその他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

〔本県が実施している里親関連事業〕

<p>3日里親 (かながわフレンドホーム)</p>	<p>児童福祉施設等に入所措置されている子どもで、保護者がいないなどの理由により、お正月や夏休み、週末など一時帰省ができない子どもを預け、家庭生活を経験させる制度。 一方では子どもが委託されていない里親の委託促進を図る機会ともなっている。</p>
<p>緊急一時保護委託</p>	<p>保護者または家族の疾病、事故、出産など緊急な理由により家庭で育てることが困難となった子どもを、生活環境の変化を最小限に抑えるよう配慮して、できるだけ同じ地域の里親に短期間（おおむね20日以内）委託する制度。</p>
<p>レスパイト・ケア</p>	<p>委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、他の里親を活用して当該児童の養育を行う制度。</p>
<p>週末家庭</p>	<p>里親制度の普及・拡充を目的に実施する里親制度への誘導のための施策。 各児童相談所で登録をしたボランティアが、3日里親と同様に、児童福祉施設等に入所措置されており、保護者がいないなどの理由により、お正月や夏休み、週末など一時帰省ができない子どもを預け、家庭生活を経験させる制度。</p>
<p>里親研修事業</p>	<p>被虐待児等を養育する専門里親の養成、登録里親の専門性の向上及び里親登録数の拡大のための事業。</p>
<p>里親支援機関事業</p>	<p>各児童相談所等に里親委託等推進員を配置し、里親から児童の養育に関する相談等を受け、里親の育成と委託児童の健全な発育を保障するとともに、里親の制度普及及び里親の開拓並びに里親委託の促進を図る事業。 本県では里親委託等推進員を里親対応専門員と呼んでいます。</p>
<p>里親相談員</p>	<p>知事に委嘱された、里親としての熱意、理解が十分あり、養育経験豊かな里親が、里親からの軽易な相談に応じ、児童養育等の助言、指導等の援助を行うとともに里親制度の普及啓発にあたっている。</p>

5 家庭的養護推進のための具体的取組み

(1) 里親開拓と委託の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進することが重要です。また、里親に委託される子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが対象であり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視しなければなりません。このため、市町村等とも連携して、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう努めるほか、ファミリーホームの開設を促進します。

里親の相談先としては、家庭養育支援センター(24ページ参照)、各施設、里親相談員(養育経験が豊富な里親に知事が委嘱)、里親会等があります。

児童相談所は里親の認定登録手続き及び子どもを措置する機関として、里親子支援全般の役割を担います。

里親制度の普及啓発、里親の開拓、児童相談所による適切なマッチング、里親支援の展開は、里親委託を推進する一連の流れとして総合的に取り組む必要があります。

【主な取組み】

ア 「里親センター」の設置

里親委託を推進するため、児童相談所のほか、児童養護施設に併設した家庭養育支援センターが里親制度の普及啓発や里親登録数の拡大に取り組んでいます。また、乳児院や児童養護施設に配置された里親支援専門相談員(子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員)は、里親の個別支援を中心に取り組んでいます。

こうした里親支援機関の統括的役割を担い、総合的かつ広域的な調整を行うため、新たに「里親センター」を設置します。このセンターでは、里親制度の普及啓発のための制度説明会の開催や里親支援のための養育研修の実施、里親同士の交流、県里親大会の開催支援などを行います。

イ 児童相談所の体制強化

現在、県の児童相談所では里親担当職員と非常勤の里親対応専門員を中心に、地区担当の児童福祉司も含め里親の認定登録や里親委託の事務、委託後の支援を行っています。今後、十分な里親支援を行うためには、体制の充実強化を図り、里親委託後及び委託解除後の里親子へのアフターケアを強化する必要があります。

また、施設とも協働して、市町村要保護児童対策地域協議会の担当者向け講座の開催、市町村の児童家庭相談担当や保健師、民生委員・児童委員向けの里親制度の説明会や里親の体験発表会の開催などにより、制度への理解を促し、地域における里親支援の担い手の育成を目指します。

ウ 専門里親の登録促進

里親委託を推進するためには、虐待等の影響で心身に影響を受けた子どもや障害のある子どもなど一定の専門的ケアを必要とする子どもも、できるだけ里親のもとで養育すること

が望ましいため、そうした子どもを養育できる専門里親を増やす必要があります。そこで、受託経験が豊富な養育里親に対し、専門里親研修を里親のスキルアップの機会と捉えて受講を促し、専門里親の登録を促進します。

エ ファミリーホームの開設促進

ファミリーホームは、養育者と児童が住居を同じくする点では里親と同様ですが、里親が1～4名の児童を養育するのに対して、ファミリーホームは、補助者を置いた上で5～6名の児童を養育します。このため、養育者の心身面での負担が大きいことや住居の確保が難しいことなどから、県所管域にはまだファミリーホームは開設されていませんが、今後、家庭養護を推進していくため、県は、ファミリーホームの開設に必要な手続き等の情報提供を行い、里親と施設のそれぞれの良さを生かしたファミリーホームが開設されるよう支援します。

施設は、里親が開設するファミリーホームの支援を積極的に行います。

オ 施設との連携

現在、乳児院2施設、児童養護施設10施設に里親支援専門相談員が配置され、地域の里親への支援等の役割を担っていますが、今後増加を期待する里親に対し、十分な支援を行うため、県は、里親支援専門相談員の配置を促進します。

また、県は施設に対し、各施設が有する機能を有効に活用し、里親のレスパイトや養育支援を積極的に行うことができるよう支援します。

(2) 施設の小規模化及び地域分散化

本体施設については、より家庭的な養育環境となるよう、国の通知においても、養育単位の小規模化と施設そのものの小規模化が求められています。このため、全施設の小規模グループケア化とともに、定員の削減が求められます。これまでの各施設の実践を活かしながら、新たな施設運営や体制強化、人材育成、バックアップ体制が求められるため、県は、各施設との意見交換を継続的に行います。

また、地域分散化は、地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶために有効ですが、地域社会に受け入れられるよう、市町村等と連携し、社会的養護に対する地域の理解と協力を得られるよう取り組みます。

【主な取組み】

ア 老朽化した施設の改築・小規模化の促進

現在の乳児院、児童養護施設のなかには昭和40年代に建設された施設もまだ4施設あります。子どもの人権擁護の観点からも、老朽化した施設の改築を促進し、小規模ユニット化することで、子どもたちの生活の場をより家庭的な環境としていきます。

イ グループホーム(地域小規模児童養護施設)の設置

グループホームは、本体施設と比べて、小規模化、地域分散化のメリットがあるとともに、本体施設の支援を受けることで一定の専門的ケアも期待できるため、児童養護施設(14施設)によるグループホームの開設を支援します。

計画の前期では、先行事例として、現在すでにグループホームの開設経験を持つ法人において、2施設目を整備し、そのノウハウを他の施設にも伝えながら計画的に整備を進めます。県は、グループホームの設置を促進するため、小規模化に伴い困難となる人材育成への対応や、施設開設や運営への支援、地域との交流の促進等を行います。

ウ ファミリーホームの開設支援

施設は、それぞれの職員が培った専門性と経験を活かして独立してファミリーホームを開設することを支援します。

県は、グループホームを開設した法人に対して、その経験を生かした形でファミリーホームが開設できるよう支援します。

(3) 専門的ケアの充実

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。また、乳児院や児童養護施設に入所している子どもは、知的や身体、発達障害や何らかの疾患を有していることも多くみられます。このため、各施設への専門的な職員の配置等専門的ケアの体制の整備や、施設職員の療育や知的障害を有する子どもに対するケアの技術向上のための取組みを進めます。

【主な取り組み】

ア 県立の児童自立支援拠点の設置

虐待の影響などから様々な課題を抱えた情緒障害、発達障害や知的障害のある子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、心理・医療等の専門ケアができる入所機能を持った県立の児童自立支援拠点を設置します。

この拠点施設は、乳児院(定員12名)、情緒障害児短期治療施設(定員42名)、知的障害児入所施設(定員42名)の3つの機能を併せ持ち、平成29年度の開設を目指します。

イ 人材の確保と研修の充実

施設は、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、内部研修だけでなく、外部の研修へ参加機会を確保し、積極的に先駆的な事例等を学びます。また、内部でのOJTが機能するよう、ベテラン職員の配置を充実させます。

県は、施設職員が長期かつ継続的に勤務可能な体制づくりや、育児等を応援する働きやすい職場づくりの支援を行うとともに、施設と協働し、人材育成のための階層別研修プログラムの作成を図ります。

(4) 子どもの自立支援の充実

社会的養護のもとで育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所までに、自立に必要な生活の知識、技術、経験が得られる養育を行う必要があります。県は、そのための体制整備を図ります。

また、社会的養護のもとで育った子どもが地域で自立した生活を送るために必要な支援体制の整備を図ります。

【主な取組み】**ア 「あすなろサポートステーション」の充実強化**

県は、施設入所や里親委託している児童、施設退所児童等の自立支援の拠点となる「あすなろサポートステーション」を運営し、相談支援、交流の場の設定及び就職活動への支援等を行います。

また、あすなろサポートステーションと児童養護施設のつなぎ役として、職業指導を行う職員などから各施設が指定した「あすなろサポーター」に対し、自立支援に必要な知識・技術の習得のための研修等を行います。

イ 各施設の自立支援体制の充実**・就労支援**

施設は、入所中の子どもに一番身近な立場で自立に向けた指導を充実するため、職業指導員（児童養護施設等で入所児童の就労の相談、助言、実習等による指導などを行う専任の職員）の配置を進め、施設入所中の日常生活の中で自活スキルの獲得を目指す取組みを推進するための支援を行います。

また、各施設で「あすなろサポーター」を指定し、退所児童に対してあすなろサポートステーションと協働してアフターケアを進めます。

・進学支援

施設は、高校卒業後に進学する子どもで生活が不安定で継続的な養育を必要とする子どもについて、措置期間を延長できるよう早くから児童相談所と相談を始めることとし、その子どもにあった生活の場を提供できるように工夫します。

県は、措置延長の制度を積極的に活用するよう努めます。また、奨学金など子どもの進学支援や資格取得に関する制度の案内については速やかに周知します。

・食育の取組み

施設は、子どもの重要な食育の場であるという認識のもと、調理の技術の習得も含めて各施設に応じた食育を進め、退所後も子どもたちが食生活の重要性を認識し食の自立が図られるよう支援します。

各施設の調理関係職員をはじめとして、直接支援の職員も食育に関わる機会を持てるよう、県は積極的に研修の機会を増やします。

ウ 自立援助ホームの開設促進

児童養護施設などを退所した後も、子どもが多様な支援を受けて自立できるよう、県は、引き続き自立援助ホームの開設を促進します。

また、自立援助ホームの利用は、自立生活力の不十分な子どもが多いことから、20歳になっても自立できず、私的契約で継続利用している例も見られます。このため、20歳までに一定の力をつけて自立するための支援や、退所後のアフターケアとしての相談など、自立援助ホームが行う取組みを支援します。

(5) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の発生予防、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援など地域支援の充実を図ります。

【主な取組み】

ア 家族支援の充実

県は、地域・家庭からの子どもの福祉に関する相談に応じるため、「児童家庭支援センター^(※)」の設置を促進します。

本県の独自の事業である「家庭養育支援センター」は、児童養護施設に併設され、児童養護ネットワーク事業、里親支援事業、児童委員支援事業を実施しています。この家庭養育支援センターの機能を拡充する形で児童家庭支援センターに転換していくことで、計画的な設置を促進します。

※児童家庭支援センター：子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所から指導委託を受けた子どもや家庭の援助を総合的に行う。(児童福祉法第44条の2)

イ 地域の子育て支援

各施設は、保護者による養育が緊急的・一時的に困難になった乳幼児を預かる子育て支援機能を持つなど、虐待予防にも役立つ重要な役割を担っていきます。

また、地域の実情を考慮し、市町村の意向も踏まえ、子育て短期支援事業(ショートステイやトワイライトステイ)にも取り組みます。

(6) 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護の強化を図るため、県は、被措置児童等虐待(児童養護施設等に措置・委託されている児童に対する職員や里親からの虐待行為)の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知等を図り、未然防止に努めます。

また、養育の質の向上を進めるため、施設種別ごとの国の運営指針や里親及びファミリーホーム養育指針に沿った取組みを促進します。

【主な取組み】

ア 権利擁護に関すること

施設職員や里親は、施設内部、外部の研修に積極的に参加し、子どもの権利擁護や子どもに対する適切なケアについて学びます。

県では、里親に対する権利擁護研修や、県立総合療育相談センターが実施している「かながわ子ども人権相談室事業^(※)」を引き続き実施します。

※かながわ子ども人権相談室事業：本県独自の取組みで、児童相談所の援助方針に対して、医師や弁護士、学識経験者からなる「子ども人権審査委員会」に専門的かつ客観的な立場から意見を求めている。また、子どもの権利擁護に関する普及啓発や電話相談等の事業を行っている。

イ 子どもの意見表明に関すること

施設では、子どもの意向を把握するため、子どもへのヒアリング、児童会の取り組み、意見箱の設置、第三者委員の活用など具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取り組みを行います。

県では神奈川県児童福祉施設協議会と連携し県所管施設全体の「子ども集会」の開催を支援します。

【参考】

里親に対する支援 ～神奈川県独自の取り組み①～

神奈川県では昭和43年に、「家庭養護センター事業」として、児童養護施設による里親の養育支援を開始し、「家庭養育支援センター（家庭養育支援事業）」と名称を変えた現在に至るまで、施設と里親の交流が図られています。

このような施策により、施設と里親の相互理解があったため、平成24年度より児童養護施設と乳児院に配置可能となった「里親支援専門相談員」導入はスムーズでした。

現在は家庭養育支援センターでは里親制度の普及啓発や里親登録数の拡大に関する事業を中心に実施しています。里親支援専門相談員は、里親の個別支援を行っており、お互いに連携協力しています。また、家庭養育支援センターと児童相談所との連絡会議をベースに、児童相談所と里親支援専門相談員と里親が連携していく機会も充実させています。

施設退所後のアフターケア・自立支援 ～神奈川県独自の取り組み②～

平成16年度の児童福祉法改正により、施設退所後のアフターケアは各施設において実施することとされましたが、そのための人員や費用はなく、職員の「善意」に頼る状況でした。

県では平成23年度から「児童養護施設退所児童等就労支援事業」として、施設退所後の社会的自立を促進するため、NPO法人に委託し、中学生以上の児童を対象にしたセミナー等を実施しました。

具体的には「仕事や1人暮らしに必要な知識・社会常識を習得させるセミナー」や「他施設の同じ立場にある児童との交流を図るセミナー」を開催しました。これにより、退所前児童及び施設職員の課題解決に向けたモチベーションの向上が図られました。

こうした取り組みを踏まえ、平成26年度は生活と就労の両面性、退所前と退所後の継続性という視点で事業を見直しました。県の複数部局、児童福祉施設との協働、就労支援のノウハウのあるNPOの活用を含めた「あすなるKANAGAWA」という、新たな枠組みのもと、平成26年7月、藤沢市辻堂駅近くに「あすなるサポートステーション」をオープンしました。

あすなるサポートステーションには「あすなるサポートマネージャー」を配置し、一步を踏み出すことができない退所児童への訪問相談や専門相談機関への同行などの支援を行うとともに、支援を通じて自立自活能力の育成を行います。また、「あすなるサポーター」をそれぞれの児童養護施設等に配置し、あすなるサポートマネージャーからのOJT、研修受講を通じて、退所児童等に対する自立支援能力の向上に取り組んでいます。



6 前期・中期・後期(5年ごと)の重点的な取組み

家庭的養護の推進を着実に実行するため、施設、里親・ファミリーホームそれぞれについて、5年毎(前期:平成27～31年度、中期:平成32～36年度、後期:平成37～41年度)の重点的な取組みを次のとおり定めます。



【里親・ファミリーホーム】

前期：里親制度の普及促進と施設との連携強化
 中期：「専門里親」の登録数の増加促進
 後期：「ファミリーホーム」の開設支援



【施設（本体施設、グループホーム）】

前期：施設で専門的ケアを行う人材、グループホームを運営できる人材の育成支援
 中期：施設機能の充実と子ども支援体制の強化
 後期：ファミリーホーム・グループホームの開設支援

(1) 里親・ファミリーホーム

前期 H27 ～ H31	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■里親制度の普及促進と施設との連携強化 ■社会的養護の需要量(見込み)637名に対して、115名を養育
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「里親制度は子どものための制度である」ことを踏まえ、さまざまな背景や特性をもつ子どもを積極的に委託できるよう意識醸成と里親開拓を積極的に行うとともに、里親制度の普及啓発を行います。 ・里親センターを中心として家庭養育支援センターや各施設と連携し、里親に対する助言、養育相談を行う体制を強化することにより里親の養育の質を高めます。
中期 H32 ～ H36	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■「専門里親」の登録数の増加促進 ■本県の社会的養護の需要量(見込み)568名に対して、144名を養育
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもを2年以内の期間で受託する「専門里親」の登録数増に取り組むとともに、積極的に里親への委託数を増やします。
後期 H37 ～ H41	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■「ファミリーホーム」の開設支援 ■本県の社会的養護の需要量(見込み)518名に対して、174名を養育
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設との連携体制が整い、養育者の養育の質が向上した地域から「ファミリーホーム」を開設します。

(2) 施設(本体施設、グループホーム)

前期 H27 ～ H31	目標	■施設で専門的ケアを行う人材、グループホームを運営できる人材の育成支援
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県立の児童自立支援拠点を開設し、臨床を活かした支援技術の確立及び民間施設等への普及を行います。 ・専門的ケアを行うグループホームを運営するにはノウハウと経験が必要なため、前期は人材育成を重点におきます。
中期 H32 ～ H36	目標	■施設機能の充実と子ども支援体制の強化
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的ケアのできる人材を生かし、グループホームの設置を促進するとともに、里親への支援を促進します。 ・児童家庭支援センターの設置を促進し、家庭引き取り後の子どもを含め地域からの相談を施設が積極的に受けられる体制づくりを支援します。
後期 H37 ～ H41	目標	■ファミリーホーム・グループホームの開設支援
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーホームのケアの充実のため、グループホームを運営する法人などによるファミリーホームの開設を支援するとともに、里親の開設したファミリーホームを積極的に支援する体制をつくります。



7 計画の点検・評価及び公表の方法

(1) 計画の実施状況の点検・評価及び見直し

ア 県

県計画は5年ごとの期末に点検・評価及び見直しを行います。

また、施設が策定した各施設の家庭的養護推進計画の進捗状況を確認するため、毎年度、施設へのヒアリングを行います。

主な点検項目は以下のとおりです。

- ・小規模化・地域分散化に向けての職員の人材育成、人材確保策の検討
- ・地域支援の具体的な方策(グループホームへの支援、地域の里親・ファミリーホームに対する支援等)の検討
- ・施設の整備状況とこれからの改築、大規模修繕等の計画の立案

イ 施設

各施設において、それぞれの施設が策定した家庭的養護推進計画の点検方法を定めます。施設整備の時期の変更やグループホーム開設時期の変更などがある場合は計画を修正し、県に報告します。

(2) 計画の点検結果についての公表

ア 県

県のホームページに掲載します。

イ 施設

策定した各施設の家庭的養護推進計画及び点検結果を公表します。

公表の方法については、施設それぞれの方法で実施します。